様式第1号(第5条関係)

療養等給付委託契約書

国頭村進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱に基づき、村長(以下「甲」という。)と、療養等担当機関(以下「乙」という。)との間に、次の条項により契約する。

第1条　甲は、乙を委託者として、療養等給付券を進行性筋萎縮症者(以下「丙」という。)に交付した場合は、乙に対してその旨及びその他必要な事項を通知するものとする。

第2条　乙は、丙から甲の発行する療養等給付券の提示を受けた場合は、丙に必要な治療、訓練及び生活指導を行うものとする。

第3条　乙は、丙に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取扱いをしてはならない。

第4条　乙が甲に対して療養等の給付に要する費用として請求できる額は、丙に対する医療費及びその他の費用とする。

2　前項にいう医療費とは、健康保険の診療報酬の例により算定した額のうち、健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法の規定による被保険者若しくは被扶養者に係る保険給付があるときは、当該保険給付相当額を控除した額とし、その他の費用とは、毎年度当初に甲が乙に示した額とする。

第5条　乙は、丙に対して療養等の給付を行うに際して療養等給付券に丙が負担すべき額が記載されているときは、丙にその支払を求めるとともに、前条の請求から差し引くものとする。

第6条　甲は、第4条の規定に基づく請求書を受理した場合は、療養等給付金額を照査のうえ、その都度乙にその代金を支払わなければならない。

第7条　乙は、この契約による帳簿及び関係書類を5年間保存しなければならない。

第8条　乙は、療養等の給付については、この契約によるほか、国頭村進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱の規定に従わなければならない。

第9条　甲は、次の場合には、この契約を解除することができる。

(1)　乙について、この契約の履行に関して詐偽その他不正行為があった場合

(2)　契約条項に違反があった場合

第10条　この契約の有効期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

2　この契約の有効期間の終了1箇月前までに契約当時者のいずれか一方から、何らかの意思表示をしない限り、終期の翌日から起算して1箇年間順次契約が更新されたものとする。

第11条　この契約に定めない事項又は契約について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

年　　月　　日

甲　村長

乙　療養等担当機関